



諫早労働基準監督署発表
令和4年1月20日（木）

担 当	諫早労働基準監督署
	署長 <small>たけなが たかし</small> 竹永 剛
	○監督課長 <small>なかがわ せいじ</small> 中川 征治

（電話）0957-26-3310

最低賃金法違反容疑で書類送検 ～賃金不払いの疑い～

諫早労働基準監督署は、本日、三國建設産業株式会社及び同社代表取締役を、最低賃金法違反の疑いで諫早区検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

労働者13名に対し、令和2年7月分の定期賃金（合計約380万円）を、所定支払日までに全額支払わなかった疑い。

1 被疑者

(1) みくにけんせつさんぎょうかぶしがいしゃ 三國建設産業株式会社

所在地：長崎県諫早市平山町

事業内容：建設業

(2) 代表取締役A

2 違反条文

被疑者三國建設産業株式会社、被疑者Aともに、最低賃金法違反

同法第4条第1項（最低賃金の効力）

同法第40条（罰則）

同法第42条（両罰規定）

3 被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されていますが、被疑者Aは、被疑者三國建設産業株式会社の労働者13名に対する令和2年7月1日から同年同月31日までの定期賃金を所定支払日に全く支払わず、長崎県最低賃金額（1時間あたり790円）以上の金額で支払わなかった疑いがあるものです。

4 参考事項

(1) 賃金不払いにおける被害額

上記期間における労働者13名に対する定期賃金の不払総額は、約380万円。また、支払うべき最低賃金額合計は、約165万円。

(2) 長崎県最低賃金額

令和元年10月3日から令和2年10月2日まで 時間額790円

(3) 諫早労働基準監督署管内の労働条件にかかる相談件数は、令和元年度2,155件、令和2年度1,837件と高水準で推移しており、賃金不払いをはじめとした労働条件の確保・改善対策について重点的に取り組んでいるところです。

賃金は労働者にとって欠くことのできない生活の糧であり、いかなる経済情勢下であっても賃金支払の確保は使用者が果たすべき基本的責任です。

当署においては、今後においても、この基本的責任を果たさずに賃金不払を発生させ、労働者の生活を脅かした使用者に対して、司法処分も含め厳正に対処していく方針です。

(参照条文)

○最低賃金法

(最低賃金の効力)

第4条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

(第2項から第4項まで 略)

(罰則)

第40条 第4条第1項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。